

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：MANPOWER LTD 協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 堀川 直樹
- (3) 所在地：広島県福山市曙町 5 丁目 3 番 11 号

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

複数の傘下実習実施者に対し法令の定める基準に基づいて監査を実施していないこと、及び事実と異なる内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 1 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合アセンド
- (2) 代表者職氏名：代表理事 三木 竜郎
- (3) 所在地：岐阜県羽島郡岐南町平島 4 丁目 132 番地

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対し、法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていないこと、及び傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：ワールドネット檜協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 木元 英治
- (3) 所在地：広島県福山市大黒町 2 番 12 号リンクビル 2 階

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対する監査を適切に行っていないこと、前記事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び傘下実習実施者に対し適切な指導を行わず、認定計画に従って実習監理を行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社大山組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大山 孝司
- (3) 所 在 地：岐阜県羽島郡岐南町八剣 2 丁目 105 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

令和 3 年 11 月 17 日 認定 「認2106021157」
令和 4 年 7 月 28 日 認定 「認2206007290」「認2206007291」
令和 5 年 2 月 17 日 認定 「認2206032657」
同年 3 月 2 日 認定 「認2206022006」
同年 7 月 4 日 認定 「認2306002431」
同月 24 日 認定 「認2306006438」「認2306006439」
同年 9 月 1 日 認定 「認2306016087」
同月 25 日 認定 「認2306025865」「認2306025866」
令和 6 年 2 月 21 日 認定 「認2306039296」
同年 9 月 5 日 認定 「認2406021034」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：萩原建設工業有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 萩原 明
- (3) 所在地：東京都江戸川区南小岩 8 丁目 8 番 6 号 3 階

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 6 年 6 月 5 日認定「認2404010016」

同年10月 3 日認定「認2404040547」「認2404040548」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：金原開発株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山下 章、代表取締役 奥谷内 ひとみ
- (3) 所 在 地：富山県射水市沖塚原 134 番地

2 処分内容

技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社宝伸
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 西川 泰祐
- (3) 所 在 地：奈良県大和郡山市若槻町 87 番地 82

2 処分内容

技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。